

事業者へ一時金給付 (長崎市中小事業者等一時金)

県下全域に特別警戒警報、市内に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けた市内事業者に対し、一時金を給付します。

《申請要件》

次のいずれかにより、2021年1月または2月の事業収入が対2020年同月比（または2019年同月比）で20%以上減少していること

- ① 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店などと直接・間接の取引がある
- ② 県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けた
- ③ 飲食店・遊興施設以外の事業者で、県知事からの時短営業の依頼に協力した

《対象事業者》

申請要件を満たす事業主で、2021年2月1日時点で市内に本社か主たる事業所を有する者（個人事業主の場合は市民）のうち、次に掲げる要件を満たす者

- ① 県内のいずれの市町からも営業時間短縮要請協力金（76万円）の給付を受けていない
- ② 暴力団（関係者含む）ではない など

《申請方法》

市ホームページや市役所本館案内所、消費者センター、地域センターなどにある申請書類を郵送で提出

給付額

20万円

※ 2021年1月または2月の事業収入が対2020年同月比（または対2019年同月比）で50%以上減少し、一定の要件を満たす事業者は **30万円**

申請期限

4月30日(金) ※消印有効

専用コールセンター

☎ 050-8881-6529

(午前9時～午後5時) ※土・日・祝日除く

市税などの納付猶予

新型コロナなどの影響で、事業収入などが減少したかたの納付を猶予します **(必ず納期限までの相談を)**。

市税など (市民税、固定資産税、国民健康保険税など)、**介護保険料**

猶予期間は1年

収入や売上などが急減(年間比較20%以上の減が目安)したかた

収納課 (☎ 829-1130)

上下水道料金など

支払猶予または分割納付

収入や売上などが急減(年間比較20%以上の減が目安)したかた

料金サービス課 (☎ 829-1207)

市営住宅の家賃

**減免額は収入等で決定
猶予期間は6カ月以内**

市営住宅に入居し、失業や休業などで収入が著しく減少したかた

指定管理者A地区 (☎829-2989)

指定管理者B地区 (☎829-2991)

学校給食費、し尿処理手数料(委託地区のみ)、奨学資金貸付金、保育料(市に対し料金などの支払いをしているかたに限る)、母子父子寡婦福祉資金貸付金、地域総合整備資金貸付金、グループホーム緊急対策資金貸付金、水産振興事業資金貸付金、中央卸売市場使用料、市設小売市場使用料、市設港湾施設使用料、長崎商業高校授業料

収入や売上などが急減(年間比較20%以上の減が目安)したかた

猶予期間は納期限から1年

あじさいコール (☎ 822-8888)